

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. いちき串木野市地域

(1) 現況

本市は、市の大部分を山林が占めて耕地面積は 15.1%と少なく、果樹・畜産専業を中心として水稲との複合等による農業生産の他、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が展開されている。

担い手の状況としては、認定農業者が平成 26 年度末で 37 名となっており、内 6 名が法人としての認定である。

市内の中山間地域は、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にある。これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきてはいたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交替等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まってきている。

このことから、地域共同活動の推進により生産活動の継続と多面的機能の維持・発揮を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業(多面的機能支払交付金)により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業(中山間地域等直接支払交付金)により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金)により、環境と調和した農業を推進し、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
羽島区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
荒川区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
上名・野平・照島区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
生福・冠岳区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
川上区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
川北区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
川南区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 推進組織への参画

基本方針に定める，県及び市町村，農業団体等の多様な主体が参画して，地域の実情を踏まえた支援を行う推進組織に参画する。

(2) 法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）に関する事項

1) 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域（いちき串木野市の全域）

半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（いちき串木野市の全域）

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

（エ）いちき串木野市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地について、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外の農用地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農用地